

神苑は周圍に荒垣を繞らして南面するのが正門であるが、この正門を入つた所にある銅鳥居は寛文六年大江綱廣氏の寄進にかゝるそうであるが、その正面の巨大な建物は拜殿で、永正十六年尼子經久の建立したものである。本殿の構造様式は所謂大社造と稱せられる我國最古の建築様式で、神社の典型を示し、この種の建築中我國第一の大社である。即ち裏入にして階段及入口扉は一方に偏在して、神坐は古方奥にあつて御神體の位置が普通神社と相違して、竊には千木、纏木を置いた簡素雄健なものであるやうに拜觀した。境内には尙文庫寶物殿寶庫鎖火殿其の他攝社、來社が多いが、本殿の後方左右に文庫と寶物殿とがあつて、寶物殿には大社傳來の寶物を陳列して一般の拜覽に供されてゐる。こゝに面白くことは吾々子供の時から克く兩親達に、十月は神無月と云つて諸國の神々が出雲の大社に招待されて赴いて行るから神無月といふのである。大社では多勢の神々が集つて毎日會議を開いて相談をしてゐると度々聞かされたが、克く大社で氣を付けて見ると、

## 丹羽氏行先生を憶ふ

社殿の周圍に小さな祠で主のない社が數々ある。聞いて見ると、これが即ち出雲では反對に神有月と稱して全國の神々が命の神徳によつて大社に集ると云ふ俗信に基いて建てられたもので、日本國中の神々が集める御旅所になるものであるとのことであつた。僕は參拜の歸途正門の右側にある一茶亭に立寄つて、田舎料理の夕喰を一人でやりつゝ、老婆といつて話したが、老婆は。且那さんホントウに十月には全國の神様が、こゝに集つて來て毎日／＼酒を飲たり踊たりしてゐますよ、眞夜中に大社の後ろの方にソウト見に行つた人があつたが、其の人の話などは何等か茶碗やお膳の音がして居たとのことでありましたよ然しその人は罰が當つたか間もなく亡くなりましたよ。と老婆は大眞面目に語つて、神有月には大社様も全國から集まる神様のお客でさど御多忙のことだらうと云つてゐた、出雲の人々は全くかやうに十月には神様が神社に招待されて來ると心底から信じてゐるのである。

田 中 好

京都府道路主事であつた丹羽氏先生が、去る七月十九日長逝された、先生の経歴に就ては詳述するを避けて、本誌の報ずるところを借用する。即ち

丹羽氏は慶應三年十二月二十日を以て京都府葛野郡朱雀野村に生まる、明治十五年十二月二十七日年齒僅に十六歳を以て京都府雇に採用せらる、同二十七年二月京都府屬となり同二十九年十一月京都府紀伊郡々書記となり同三十四年八月再び京都府屬に轉じ大正十二年一月病氣の爲依願免官となりたるも同年七月京都府道路主事に任ぜられ昭和十七年七月十九日現職中死去せらる、氏は忠實勤勉稀に見る性格の人物、在職實に五十有三年に及ぶ。

経歴の裏に潜んである先生の性格と官吏としての態度とは、官界人の範とすべきものが頗る多い、東條首相は官界新體制の解決は人に在ると言つたが、夫れの當否は別としても、官界の刷新には人の宜敷を得なければならぬことは言を俟たぬ、私のこゝに筆する丹羽先生こそ、時代の要請する模範的の官吏であつて、今の官界人に示唆するところが尠くない。

在職實に五十有三年、人生五十とすれば超へるまで官界に奉仕されたこと、夫れも一つの型破りであるに違ひないが、私は唯だ永い間官職にあつたと言ふことを讀めるのではない、永年に亘つて小さな府縣の土木行政乃至は道路行政の爲に一世を捧げ、夫れ

が自己の天職、自己の使命としての信念の下に活動されたことである。勿論先生の在職中には随分官吏として榮進すべき時機もあつた。又社會人として活動すべく要請された時代もあつた、大正の中期所謂資本主義華かなりし時代には先生を敬慕する資本家が事業家として要望したことは屢々であつたが、自己の使命を知れる先生は、金力や權力に惑はされないので、夫等の要請を排して一道路主事で一世を終られたことである今の官界人を見ると、噲はむが爲に、世評を無視して其の地位に嚙り付いてゐるものや、自己の榮達を計るが爲に、友人や先輩を非難して其の位地に就かむとするもの、其の甚しきに至つては、在官中に國策會社を造つて退官後の生活安定を策する連中さえも尠くない。是等當世の官吏氣質に比較して、先生の心情こそは敬慕するものがあると共に、夫等醜惡な官界人の心臓に對して先生の心を注射したい。

先生が官吏とし人間として修養されたのは紀伊郡書記時代であつた。當時の郡長は餘り世に知られてはゐないが、明治維新の際國事に奔走した山田親良であつた。彼は行政官と言ふよりも寧ろ漢學者であつて、奇骨陸々。郡長の群を抜いてゐた人であつた。何でも農村問題に就て時の知事と意見を異にし、遂に辭表を叩きつけて郡長を退官した人と言はれてゐる。先生は當時紊れてゐた徵稅事務を整理すべく郡書記として、彼れ山田に懇望され赴任されたのであつたが、先生と山田郡長とは意氣相通じたものがあつ

たのか、山田には随分教えられるところが多かつたと物語られたことがある。地方官吏は地方の實情に精通し廉潔であつて責任を持たねばならぬとは、先生の常に口にされた所であつて、此信條の下に部下を指導されたのである。

行政の第一線に立つてゐる地方官吏は、府下の事情に精通して

ゐて、何を問はれても

即答出来るだ

丹 けの要意が

羽 肝要である

氏 と言ふ譯で

行 先生は足跡

先 を残さぬ

生 所なしと言

はるゝ迄に府

下を行脚されたもので

ある。従つて道路の状態などは、鏡に實情を映したやうに知悉され、京都に於ける道路の神様とまで讚美されたのも道理である。併し若い部下に對しては、實情知悉の必要を教ふると共に、夫れに基いて政府の政策の可否を検討し研究するやうに奨励された、詰り行政官は、理論的考察を忘れてはならぬが、夫れに提はれてはならぬ。地方の實情に即した行政を執行することが、吾々地方



官吏の天職であると教えられたのである。今のやうに獨逸や伊太利の制度に陶醉し、我國の實情を知らないで、机上の空論に走つて、官僚獨善の思潮に禍されてゐる人々の反省すべき點であらう。

人或は先生を評して偏人であつたとも言ふ、或は一面の觀察かも知れない。夫れと言ふのは先生は權勢に依阿する者を惡み、寧ろ一時の寂寞を受けても、萬古の凄凉を取ることなかれ主義の人であつたからである。ドーです今の時代ですから是れだけは賛成されても可いでしょう。と言つても、彼は渡世の爲に術を弄するもの、吾々は夫等の者に乘せられてはならぬ、と唯だ一人傲然として反對されたことも尠くなかつた、先生の裏門を叩いて情を訴ふる者があつても、之を斥け何事も公然の態度を採れと叱り附けるのである。従つて先生の陶黨を受けながらも、先生に對する不平を啣つものもある譯であるが、夫れが亦生先の信念の強さを物語るものであらう。

先生は何事にも廉潔であつたから、其の爲に色々な非難も受けられたやうだが、此調子であつたからこそ、聊もすると社會から不正の的ともあるやうに注視された土木事業に、永い間關與しながら何一つの非難も受けられなかつたのである。曾て木内重四郎知事時代に起つた。彼の有名な豚糞事件は土木事業を中心として府政界の腐敗を曝露したものであつて、府政に關係する重鎮が

悉く檢舉されたに不拘、其の事件の目標と爲つた事業の計畫と執行とに當つた、丹羽先生には何の關係もなかつた。先生が權勢に依阿されたならば、恐らくは上長官の命に従つたであらうが、斷然夫れに追隨しないで、自己の信念を固持されたのである。擔任檢察官が、先生の人格に對して、今の世にも此人あるか、と嘆賞したと言はれてゐる。

政黨華かなりし時代には、其の内閣の知事が任命され、こゝ京都府の長官も幾度か變つてゐる。變る度毎に政府の方針も變更された、私は政治を進展せしむる見地からして、世俗者が非難する程に此制度を悪いものと思つてゐないが、夫れは兎も角として政府の方針が變更される場合に於て、先生は如何なる態度を採られたか、可いものは格別であるが、京都府のため府民の爲に、不利益不得策とする事件に對しては極力抗争されたのである。即ち先生は、事情を具し理を盡して、反對の意見を率直に述べ再考を促された、併し自分の意見が容れられないときは、其の事件を傍觀さるゝのであつた。従つて或る土木部長の如きは、上官の命令に反するものとして誠首せむとした人もあつた位である。當時先生は歎じて曰く、吾々は小なりと雖責任を持つてゐる。其の責任を重んずるが爲に善處せむとしても、官吏の忠實義務と服従義務との履行に矛盾を藏してゐる現制度は改正されねばならぬ。之を改正せずして、官界に人を得やうとすることは不可能であると漏

された、官界新體制の要請さるゝとき官吏服務規律に就て再檢討を要する點であらう。

先生は永年在職されて如何なる功績を残されたであらうか。京都府廳の取調べは數十頁の多きに亘つて其の效績が書きあげられてゐると聞く、併し之を府民に聞いて見る。此時の改修には丹羽さんに骨を折らしたものだ。此道路に對する補助に就ては府會の反對を乗切つて出来たものだが、丹羽さんに迷惑をかけたものだ。等々の聲を府下到るところに於て耳にする、従つて效で一々その效績を擧げて賞揚せむとするものではない、蓋し夫れは先生の意思に反するからである。先生をして言はしむれば、夫れは唯だ役人として當然の事をしたに過ぎない。役人が如何なる事業を遂行しても、夫れは公役の然らしむる所であつて、其の效績を私すべきでないと思定さるゝであらう。然り、慥かに其の通りであらう。併し世の中には人情乃至は情實と言ふものがあつて、夫れは捨て得べきものではない。否な是ある爲に社會生活が維持されてゐると言つても過言ではない。世人が先生の功績を忍び讃えるのは強ち無理もないことであつて、先生も亦夫れを甘受されて然るべきであらう。自治制施行五十周年に方つて、内務大臣が先生を表彰したのも、當然事と言はねばならぬ。

右述べたやうな偉大な功勞者に對して、國家は何を以て遇したであらうか、夫れは曰く地方待遇職員であつた。換言すれば、本

格の官吏と同じ待遇を受くるものとして遇するのである。併しなから此やうな制度を以てして果たして、官界に優秀な人材を吸収し得るであらうかを考へざるを得ないのである。法的に見れば、道路は國家の營造物であつて、之を擔任する道路職員は、國家の仕事執行する責任を持つてゐる。夫れに不拘、同じ國政事務を執行する者の間に於て、一は本格的の官吏とし、他は官吏の待遇を受くるものとして、兩者を區別することは、公平妥當の制度と言ひ得るであらうか。假令地方待遇職員費用は地方費支辨であるにしても、費用を支辨する團體の如何の如きは、兩者を區別する理由とは爲らない筈である。ことの實質に鑑ることなく、費用支辨の形式に捉はれて、此制度が今も尙維持されてゐるのは、官僚政治の遺物と言はざるを得ないのである。近知行はるゝ官界新體制の樹立に方つては、先生に關する此一事例に徴しても、待遇職員制度を廢止して、兩者同一に待遇することが、國家の爲め喫緊の措置であることを強調して已まない。

或は先生の考察からすると、本格的な官吏であらうと、待遇官吏であらうとは、俺の關するところではない。俺の天職を盡せば可いと言はるゝであらう。併し先生獨得の考察を以てしては天下萬人に臨むことは出來得ない、矢張り人を遇するには其の途がある其の途を開き改むることなくして、官界に人材を蒐めむとしても不可能事と言はざるを得ない。施政者の心すべき點であらう。

私は先生長逝の報に接して、先生の如き人々に對しては、國家として特別の考慮を爲すべきことが、國家に有爲の人材を吸収する緣由ともなり、又一面先生の功績を讀へる方途であると確信して、當局に進言したのであつたが、徒に現行制度に捉はれ、國家の大局に着眼せずして何等の方途が講ぜられなかつたことは、國政發展の爲私の頗る遺憾とするところである。唯だ現行制度の缺陷を知悉して、溫情に依つて之を補充せられた、苦勞人安藤狂四郎知事ことこそ、實に達觀の士であることをこゝに紹介して、内務省幹部の反省を求めらる。

今や大東亞戰爭は赫々の戰果を擧げ、共榮圈地域に於て彼等民族を指導すべき官吏が要請さるゝとき、舊態依然たる官吏根性を以てしては指導の使命を果たし得べきもない、宜敷丹羽先生の官吏道を鼓吹して彼等官吏を再教育することであつたが、今や其の人はなし、噓悲しいかな。

